

税務キャッチ・アップ

所得税関係

仮想通貨（ビットコイン）の税務

1 はじめに

2017年はビットコインをはじめとした仮想通貨の話題が紙面をにぎわせた1年だった。ビットコインの価格は平成29年11月末には1万ドルの大台に乗り、年初価格の10倍超となっている。仮想通貨はこうした投機の対象としてはもちろん、最近では文字どおり通貨として使える店舗も徐々に増加しているようである。今年に入り個人で仮想通貨の取引を始めた人も一気に増加したという。そこで間近にせまった確定申告に向けて、仮想通貨取引にかかる税務について整理してみたい。

2 仮想通貨の消費税の取扱い

平成29年の税制改正において、仮想通貨の譲渡を非課税とする項目が盛り込まれた(消令9④)。これは仮想通貨が資金決済法の改正により、支払の手段として法的に位置づけられたこと等を踏まえた措置である(改正資金決済法2⑤)。また、仮想通貨の譲渡については、その性格に鑑み、法定通貨等の支払手段と同様に、課税売上割合の計算に含めないこととされた。この改正は、平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用される。ただし、施行日前に仮想通貨の駆込み購入によ

る仕入税額控除を回避する観点から、一定の要件のもと6月中旬に大量に購入した場合には、その一部について仕入税額控除を認めないとする経過措置が設けられている。

3 ビットコインの利益は「雑所得」に該当

国税庁はこのほど、ビットコインに係る利益は原則、雑所得に該当することを明らかにした。

「ビットコインは、物品の購入等に使用するものですが、…ビットコインを使用することにより生じる損益は、事業所得等の各種所得の基因となる行為に付随して生じる場合を除き、原則として、雑所得に区分されます」(国税庁HPタックスアンサー)。これにより、ビットコインを使用することで生じる損益は、原則として、雑所得に区分される。したがって、ビットコイン同士の損益や公的年金といった雑所得内での内部通算のみ可能となり、申告分離課税となるFX(外国為替証拠金取引)や株式等との損益通算はできない。タックスアンサーでいう「使用することにより生じる損益」とは、例えば、10万円で購入したビットコインを50万円で売却した場合や、50万円の買い物をした場合には、いずれもその実現した値上がり部分が想定され、その値上がり部分に対

して課税される。具体的な所得計算は、「売却価額 - 必要経費」=所得金額で算出され、ビットコインの必要経費は、以下の算式で計算される。

$$\frac{\text{ビットコインの取得価額(購入時の時価)}}{\text{取得したビットコイン数}} \times \text{支払ビットコイン}$$

また、同一の仮想通貨を2回以上取得した場合には、移動平均法を用いて取得価額を算定する。ただし、この場合に継続適用を要件として総平均法によることもできるとされている。

4 仮想通貨を取り巻く法整備

平成28年5月の資金決済に関する法律(資金決済法)の改正により仮想通貨が支払手段として明確に定義されるとともに、仮想通貨の売買等を行う交換業者に対しての登録制が導入された。登録には最低資本金1,000万円など所定の要件が課されている。また、課税の具体的な取扱いについて国税庁は平成29年12月1日、仮想通貨に関する所得の計算方法のQ&Aを公表している。仮想通貨は金融とITが融合した代表的な存在であり、投資家保護をはかりつつ、その市場育成に資するような今後の法整備の構築が望まれる。

(右山研究グループ)
税理士 田中 宏志